

交通費の支給に関する内規

兵庫県立西宮高等学校PTAの活動に伴う交通費に関し、支給基準を次の通り定める。

1 校内でのPTA活動に参加する場合

(1) 支給対象は、総務役員・監事・理事とする。

自宅住所が段上・段上西・甲東・上ヶ原小学校区のものには別途規定の金額を支給する。

自宅住所が上記以外のものには、往復の公共交通機関利用料金を支給する。

複数の経路がある場合は最低の料金を支給する。

ただし、理事会が特別に認めた場合はこの限りではない。

(2) PTAより特別に活動を要請されたものについても(1)と同様に取り扱う。

(3) いかなる交通機関(車など)を利用した場合でも、公共交通機関利用料金を支給する。

※PTA行事に参加する往復途上の事故によるけがは、兵庫県立高等学校PTA連合会の「PTA団体保険」の範囲内で対処するものとし、PTAはその責任を負わない。

2 校外のPTAに関する活動に参加する場合

(1) PTA会長または各部長より要請があり、研修・会合等に参加する場合は、出発地より目的地までの往復の公共交通機関利用料金を支給する。

複数の経路がある場合は最低の料金を支給する。

【平成15年6月10日改正】

【平成17年3月24日改正】

【平成19年5月21日改正】

【平成19年11月13日改正】

【平成24年4月1日改正】

【平成29年3月7日改正】

【平成30年10月12日改正】

【令和3年11月11日改正】

慶弔規定

兵庫県立西宮高等学校PTA会員の弔意規定を次の通り定める。

1 会員死亡の場合、香典・楮・花などを合わせて2万円を上限とする。

2 その他、前項以外については、PTA会長の判断で決定する。

【平成19年5月21日改正】